

令和6年度山形県ものづくりスタートアップ支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、山形県のものづくり産業を牽引する中核的ビジネスの担い手となるスタートアップを支援するため、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内でスタートアップに対し補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくり産業 ものづくり技術を主に利用して行う事業が属する業種であって、製造業又は機械修理業、ソフトウェア業、デザイン業、機械設計業その他の工業製品の設計、製造若しくは修理と密接に関連する事業活動を行う業種の産業、その他、情報通信業におけるAIやIoT等のものづくり技術と関連する事業の活動とする。
- (2) スタートアップ 令和4年3月1日から令和7年2月28日までに創業した者又は創業する者であって、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアで新市場の開拓や高成長を目指す中小企業者をいう。
- (3) 創業 株式会社等の設立の登記を行うことをいう。
- (4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号及び第3号に規定する者（みなし大企業を除く。）をいう。
- (5) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - イ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有する中小企業者
 - ロ 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有する中小企業者
 - ハ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める中小企業者

(要件)

第3条 補助金の交付を受けることができるスタートアップは、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 県内において、別表第1に定める補助対象事業を行うスタートアップであること。
- (2) 別表第1に定める期間に創業した又は創業する者であること。
- (3) スタートアップの登記上の所在地が県内にあること。
- (4) スタートアップの主たる事業拠点が県内にあること。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。

- (6) 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入していること（加入する義務のないものを除く。）。
- (8) 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、不正受給をしてから3年を経過しない事業主又は交付申請日以後交付決定の日までの間に不正受給をした事業主でないこと。
- (9) 労働保険料を滞納していないこと（令和4年度の労働保険料を滞納していないこと。）。
- (10) 交付申請日の前日から過去1年間に労働関係法令の違反を行っていない事業主であること。
- (11) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
- (13) 宗教活動や政治活動を目的とする団体でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その内容は、別表第1のとおりとする。ただし、補助事業は令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に行うものに限るものとする。

- (1) 創業立ち上げ事業
- (2) 事業化促進事業

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、前条各号に掲げる区分ごとに、補助事業に要する令和6年4月1日から令和7年2月28日までにおける別表第2の中欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）につき、同表の右欄に掲げるところにより算定した額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

（交付の申請）

第6条 規則第5条の規定による補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記様式第1号）
- (2) 補助金所要額調書（別記様式第2号）
- (3) 現在事項全部証明書の写し（交付申請時に未創業の場合は、創業後、速やかに提出すること。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の変更以外の変更とする。

- (1) 第4条各号に掲げる補助事業の区分ごとに、補助金の額の増を伴う変更
 - (2) 補助対象経費の合計額の30%を超える減
- 2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に第6条第1号、第2号及び第4号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。
- 3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を提出しなければならない。
- 4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（別記様式第5号）を提出しなければならない。
- 5 規則第7条第1項第2号の規定により付する条件は、次のとおりとする。
(1) 前条の規定に基づく交付の決定によって生じる権利の全部又は一部を知事の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
(2) 補助事業に係る経理を明確に区分して処理するとともに、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和7年度から5年間保管しておかなければならぬ。
(3) 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
イ 虚偽の申請その他の不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
ロ 規則又はこの要綱に違反する行為があったとき。

(状況報告)

第9条 補助事業者は、知事が必要と認めて指示したときは、規則第12条の規定による補助事業状況報告書に次の各号に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 事業実施状況調書（別記様式第6号）
- (2) 補助対象経費執行状況調書（別記様式第2号）

(実績報告)

第10条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して10日を経過した日又は令和7年3月10日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（別記様式第7号）

(2) 補助金精算額調書（別記様式第8号）

(3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の支払）

第11条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第9号）に資金計画書（別記様式第10号）を添付して知事に提出しなければならない。

（県の事業への協力）

第12条 補助事業者は、知事が補助事業の成果を紹介する取組を行う際には、当該取組に協力するものとする。

（疑義）

第13条 補助事業者は、この要綱に関し疑義が生じた事項については、必要に応じ、知事の指示を受けるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年6月13日から施行する。

別表第1

区分	内容
1 創業立ち上げ事業	令和6年3月1日から令和7年2月28日までに創業した又は創業するスタートアップが、山形県の中核的ビジネスの創出につながる、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアの事業化に向け、事業の立上げに取り組むもの
2 事業化促進事業	令和4年3月1日から令和7年2月28日までに創業した又は創業するスタートアップが、山形県の中核的ビジネスの創出につながる、ものづくり産業における新たなビジネスアイデアの事業化に取り組むもの

別表第2

区分	補助対象経費	補助金の額
1 創業立ち上げ事業	市場調査費（委託費及び専門書購入費）、専門家費用（謝金、旅費及び委託費）、評価・実証試験・試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費）、広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用）、工事費、機械装置・工具・器具購入費、備品等購入費、リース料、事務所等賃借料、光熱水費、通信費、従業員の人件費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額又は1,500,000円のいずれか低い額
2 事業化促進事業	専門家費用（謝金、旅費及び委託費）、評価・実証試験・試作品製作に要する費用（試験委託費、材料費及び製作委託費）、広告宣伝費（HP作成費用及びパンフレット作製費用）、知的財産権関連経費、展示会出展費用（出展料、旅費、出展ブース施工費用、出展ブース装飾費用、出展ブーススタッフの人件費及び資料等配達費用）、認証取得関係経費、リース料、事務所等賃借料、光熱水費、通信費、従業員の人件費	補助対象経費の合計額に2分の1を乗じた額又は1,000,000円のいずれか低い額

※1 区分1及び2の双方で補助事業を行う場合、補助対象経費をいずれかの区分に明確に仕分けること。

※2 工事費は1件あたり50万円未満とする。

※3 機械装置・工具・器具、備品等の物品は1件あたり10万円未満とする。

※4 知的財産権関連経費は、特許庁に納付する出願料や審査請求手数料、特許料等を除く。

※5 上記のほか、次に掲げる経費を含めないものとする。

- ・グリーン車、ビジネスクラス等交通機関の上級な座席に係る料金
- ・補助対象経費に係る消費税及び地方消費税相当額の全額（旅費等の内税を含む）
- ・収入印紙代及び振込に係る手数料
- ・行政機関等からの他の補助金等を充当する経費